

平成27年度第4回 労働者安全衛生対策部会（2月10日開催）での申し入れ事項

項目	申し入れの内容	回答
1 作業環境の安全確保について	<p>経験年数が浅い作業員の事故が多いことから、危険体感型訓練施設の活用や従事する作業内容に応じた訓練の実施などにより、早い段階から訓練や教育を行うこと。また、慣れやマンネリ化による事故を防ぐために、管理・監督者等も含め、定期的な訓練や教育を実施し、人身災害の防止に努めること。また、経験の浅い作業員以外も、作業前の安全確認が確実にできるよう水平展開を行うこと。</p> <p>救急医療室については、多数の傷病者が同時に発生した場合に備えた対策も含め、訓練を定期的に実施するなど成果を活かしながら、迅速かつ適切な対応がとれるよう引き続き取り組むこと。</p> <p>作業員の労働環境改善の取組については、労働者へのアンケート結果等を踏まえて、労務費割増分を行き渡らせることを含め、作業員が安全に安心して働く環境を整備すること。</p>	東京電力として、各企業が行う教育に参加し、実施内容・実施状況の確認を行い、どこまで関与すべきかを十分に検討した上で、当社の訓練設備の開放、講師の派遣等の対応を行って参ります。
2 作業員の被ばく線量の状況について	アンケート結果などでも被ばくに対する不安を持っている作業員が多いことなどから、長期にわたり安全に安心して作業に従事できるよう、被ばく線量低減や被ばく線量の適切な管理に努めること。	今まで通り、アンケート結果を踏まえた改善要望事項について、しっかりと対応方針を定め確實に実施する事で作業員の労働環境改善に努めて参ります。また、労務費割増分が確実に労働者に行き渡るよう、引き続き各社が定めた賃金割増施策の実効性確認作業を行うと共に、労働条件の相談窓口等を通じた個別事案への対応を行って参ります。
3 構内専用車両運用状況及び車両整備について	構内専用車両については、整備士による点検を受けていない車両もあることから、整備不良による事故等を防止するため、すべての車両について整備士による整備を行うことが出来るよう検査体制を整備すること。	これまで各企業へは整備士による整備をお願いしており今後も引き続きお願いして参ります。また、2月より開始しております大型車の整備状況を注視し、現在整備士による点検が出来ていない車両の構内整備工場への入庫についても検討して参ります。